

芦別市持ち家取得奨励事業

住んでみたい
ずっと住みたい

令和4年4月より!

補助制度拡充のお知らせ

芦別市では、移住定住を促進し人口減少の抑制を図るため、市民の持ち家取得に対する補助制度を拡充したほか、空き家対策を兼ねた新制度を創設しました。

ぜひ、この機会に、市外にいるご家族や友人・知人にも周知していただき、ご利用をご検討ください。

● 持ち家取得奨励事業

定住の基盤となる持ち家の取得を奨励するため、住宅を取得した方に対し持ち家取得奨励金を交付。

※住宅とは、居室、ちゅう房、便所等を有し、一つの世帯が独立して生活を営むことができる専用住宅及び併用住宅をいいます。

● 交付条件

- ①市民であること。
- ②市税を滞納していない方。
- ③公共事業等による移転又は火災等の損害保険の適用を受けて住宅を取得した方でないこと。



新築の場合

● 交付対象住宅

- ①新築の住宅。
- ②併用住宅の場合は、建物の総面積の2分の1以上が居住部分であること。

● 奨励金の額

- 1戸につき50万円。

ただし、特定空家等が存在する土地を購入し、当該特定空家等を除却後に新築した場合は300万円。

※特定空家等とは、そのまま放置すれば倒壊など、著しく保安上危険となる恐れのある状態等があると認められる空家をいいます。

特定空家等に該当するかは審査により決定しますので、必ず事前に調査の申請をしてください。

● 加算措置

- ①移住者(4月1日以降に転入)の場合 100万円加算
- ②市内建設業者が建設した場合 50万円加算
- ③子育て世帯の場合 20万円加算



市民の場合最大310万円

移住者の場合最大410万円

中古住宅の場合

●交付対象住宅

- ①専用住宅であること。
- ②奨励金の交付対象者の3親等以内の親族以外の方から購入した住宅であること。

●奨励金の額

- 1戸につき土地及び建物の取得に要した費用の2分の1以内の額で100万円を上限。
ただし、移住者(4月1日以降に転入)の場合は200万円を上限。

●加算措置

- 子育て世帯の場合 20万円加算



各制度に共通する用語の定義

・移住者…自己の意志により本市に定住するために転入し、転入の前1年間において、本市の住民基本台帳に登録をされていない者であって、本市の住民基本台帳に登録されてから1年未満の者をいう。
ただし、市内企業等への転勤及び就学による転入は除く。

この制度の適用には、上記以外にも条件や制限があります。
詳しくは、各担当係までお問い合わせください。

問い合わせ先 芦別市役所
都市建設課住宅係 ☎0124-27-7381
メール juutaku@city.ashibetsu.hokkaido.jp